

地方独立行政法人山口県立病院機構が取り扱う個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山口県条例第40号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「機構」という。）が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 機構に対し保有個人情報の開示請求をする者は、手数料を納付しなければならない。
2 前項の手数料の額は、条例で定める額を参酌して、理事長が別に定める。

(写しの送付の求め)

第3条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手を納付するものとする。

(口頭による提供の申出)

第4条 別表に掲げる個人情報について、本人から口頭による提供の申出があったときは、閲覧に供する方法又は口頭若しくは書面により伝達する方法により直ちに当該提供の申出に係る個人情報を提供するものとする。

2 法第77条第2項の規定は、前項の規定による提供の申出をしようとする者について準用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

口頭による提供の申出をすることができる個人情報	申出の期間	申出の場所
山口県立病院機構職員採用試験の成績	合格発表の日から1年	本部事務局